

諮問番号：平成30年度諮問第1号

答申番号：平成30年度答申第3号

答申書

第1 審査会の結論

処分庁広島市南福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った住宅扶助として支払った81万円についての生活保護法（昭和25年法律第144号）第78条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分1」という。）及びその徴収する額に100分の40を乗じて得た額32万4000円についての同条の規定に基づく費用徴収決定処分（以下「本件処分2」という。）（以下これらをまとめて「本件各処分」という。）についての審査請求は、理由がないから棄却されるべきであるとの審査庁広島市長（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

- 1 処分庁は、審査請求人が生活保護の開始時の申請に係る「生活保護法による保護申請書」の「現在住んでいるところ」欄に「同上」として記載されていた広島市南区A町〇丁目〇番〇号（以下「申請住所」という。）における審査請求人の居宅（以下「申請居住地」という。）に居住していないとみなし、本件各処分を行った。審査請求人は、〇〇病のため他者の話を的確に理解し対応することが難しい上、処分庁の職員への恐怖から的確に対応することができず、申請居住地に居住していないとみなされた。
- 2 しかし、審査請求人は、以下のとおり、生活保護の開始時から申請居住地に居住している。

(1) 賃貸借契約

審査請求人は、平成27年3月17日から平成29年9月30日までの間、申請居住地に係る賃貸借契約を締結し、住宅扶助（生活保護費）の支給を受けて家賃の支払を行っていた。

(2) 家具什器

ア 審査請求人は、平成27年9月、冷蔵庫や洗濯機などの購入費用として4万円余りを受け取った。しかし、審査請求人は、同年12月、当該費用を申請居住地に転居する前に居住していた住居（以下「転居前居住地」という。）で飼っていた犬の葬儀費用に流用したため、処分庁から返還を求められ、平成28年2月頃、分割により支払った。

イ 審査請求人は、アにより家具什器を購入することができず、申請居住地において炊事や洗濯をすることができなくなったため、弁当やパン等を買って食べ、コインランドリー等で衣類の洗濯を行った。

(3) 電気及び水道の使用状況等

ア 審査請求人は、一人で家を借りて生活することが初めてだったため、電気、ガス、水道などの契約は、自分ではなく不動産業者か家主がするものと思っていた。実際に申請居住地に入居した時から、電気も水道も使用できたため、手続はいらなと思っていた。水道については、生活保護の申請に伴う減免の申請をした時に、役所で契約をしてもらったものと思われる。また、審査請求人は、申請居住地に電気コンロが1口あっただけなので、ガスはないと思っていた。

イ 審査請求人は、申請居住地に家具什器がほとんどなく、炊事や洗濯をすることがなかったことから、電気及び水道の使用量が少なくなったと思っている。

ウ 平成29年6月末に突然電気がつかなくなったため、審査請求人は、同年7月11日、審査請求人の代理人であるB氏（以下「B代理人」という。）に相談した。B代理人は、電気事業者に対し、電話により確認したところ、同事業者は、「契約がないのに使用がされていたので、電気を止めた」と回答した。審査請求人は、その回答によって初めて、同事業者との間で電気需給契約が締結されていないことを知った。その後、同事業者の担当者と話し合った結果、同年5月からの契約とし、審査請求人は、359円ほど負担することになり、実際に支払を行った。

エ 審査請求人は、水道を使用していないと言われたことを不思議に思い、平成29年10月12日、審査請求人の代理人であるC氏（以下「C代理人」という。）らとともに広島市水道局を訪れ、次の内容を確認した。

- (7) 審査請求人とは、平成27年3月18日、給水契約を締結している。
- (4) 広島市水道局は、平成27年6月、メーターの定期取換えを行った。それによって、容量が一旦リセットされた可能性がある。
- (7) 少ない単位の「リッター針」は動いているが、大きな単位が代わるまでは至らず、使用量が0立方メートルのままだったのではないか。
- (イ) 朝早く家を出て夜遅く帰り、家の中で炊事、洗濯や入浴をしない生活だとあり得る。

(4) 郵便物

審査請求人は、戸籍上の夫から逃げているため、居住している場所を夫に見つかることを非常に恐れている。そのため、ポストに名前を掲示していない。また、必要と思わなかったため、郵便物に係る届出を行わなかった。

(5) 申請居住地における面談

処分庁は、審査請求人が申請居住地における面談に応じなかったため本件各処分を行った旨主張している。しかし、審査請求人は、平成29年6月8日、申請居住地において処分庁の職員と面談を行った。また、審査請求人は、同年7月11日にB代理人の同行の下、広島市南福祉事務所を訪問し、生活保護費の支給を受けた後、処分庁の職員が申請居住地前で待ち伏せるようになったため、その職員に対する恐怖心から、近所の公園で時間を潰すなどして逃げ回っていた。

(6) 転居前居住地の状況等

ア 審査請求人は、転居前居住地に出入りしていたことはあるものの、生活保護開始時から一貫して、転居前居住地には居住していない。

イ 審査請求人は、平成29年11月8日、審査請求人の長女（以下「長女」という。）及び長女の代理人である弁護士らの立会いの下に、処分庁の職員及びD区役所厚生部生活課の職員並びにC代理人及びB代理人と共に、転居前居住地に立ち入った。転居前居住地の室内はごみ屋敷となっており、弁護士は、「これはひどい、住める状況ではないし、住んでいる実態はない」旨を言明した。このこともあり、審査請求人が転居前居住地に住んでいないことが明らかになり、新たにD区で申請した生活保護の決定がなされた。

なお、審査請求人は、神経質であり、現在の住居においてもフローリングの同じ箇所を5枚もの紙製掃除用品を使用して、毎日掃除をしており、転居前居住地のように極端に汚れている場所に住むことは精神的に困難である。

3 審査請求人は、申請居住地に居住し、家賃も支払い、最低限の生活費の中で節約して生活しようとしてきたにもかかわらず、担当の職員が代わると高圧的な言動が頻繁に行われるようになり、処分庁から、居住実態がないと疑われて生活保護が廃止され、返還請求を受けたことに納得がいかない。

4 審査請求人は、うそをついて生活保護を受給し、それを自らの不適切な私欲のために費消したこともなく、これまで生活保護は適正に認定され、受給し、それを住居費や生活費に充ててきた。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 生活保護法の規定等

ア 生活保護法の規定

(7) 生活保護法第4条第1項は、同法による保護（以下「保護」という。）は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる旨規定している。

(4) 生活保護法第8条第1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする旨規定している。また、同条第2項は、同条第1項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければな

らない旨規定している。

(㊦) 生活保護法第14条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条第1号及び第2号（次のa及びb）に掲げる事項の範囲内において行われる旨規定している。

a 第1号 住居

b 第2号 補修その他住宅の維持のために必要なもの

(㊧) 生活保護法第78条第1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる旨規定している（なお、広島市では、同項の規定による費用徴収の決定に関する事務は、市長から福祉事務所に委任されている（広島市福祉事務所に對する事務委任規則（昭和29年広島市規則第57号）第5条第2項第1号）。）。

イ 手引の内容

生活保護行政を適正に運営するための手引について（平成18年3月30日付け社保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「手引」という。）は、生活保護行政の適正な運営という観点から、地方自治体における取組事例も参考としつつ、関連事項を整理して作成されたものであり、その内容は、次のとおりである。

(㊦) 生活保護法第78条の趣旨（手引Ⅳの3の(1)）

不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者は刑法（明治40年法律第45号）該当条文（詐欺等）又は生活保護法第85条の規定によって処罰される。しかしながら、これだけでは保護金品に対する損失は補填されないため、かかる不法行為により不正に保護を受けた者から保護費又は就労自立給付金を返還させるよう同法第78条が規定されている。

注） 「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。なお、不正な手段には、保護を受けることを直接の目的として自ら身体を傷害した場合や、他人に交付された医療券を譲り受けてこれを悪用して医療扶助を受けた場合等も含むものである。

(㊧) 生活保護法第78条の適用（手引Ⅳの3の(2)のウ）

生活保護法第78条によることが妥当であると考えられるものは、具体的には以下の状況が認められるような場合である。

a 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき

- b 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
 - c 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
 - d 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき
- (7) 不正受給額の確定（手引Ⅳの４の(1)）

返還額の決定は、保護の実施機関ではなく、保護費又は就労自立給付金を支給した都道府県又は市町村の長が一方的に行うものであり、さらに生活保護法第78条による徴収額は、不正受給額の全額又は徴収する額にその100分の40を乗じて得た額を加算した額の範囲内で決定するものであって、同法第63条のような保護の実施機関が徴収額から自立更生のために充てられる費用を控除する余地はない。

- (2) 不正受給に対する徴収金への加算（手引Ⅳの４の(2)）

生活保護法第78条では、保護の実施機関は、不正受給の徴収金に加え、徴収金に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収できるとしている。このことから、特に悪質な不正受給があった場合等には不正受給を行った金額に加算して徴収することにより厳正に対処することとし、また、その判断に当たっては、原則ケース診断会議等を開催するなど、組織的な検討を行い決定する。

ウ 取扱の内容

生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付け社援保発第0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱」という。）は、平成23年度の会計検査院実地検査の結果、費用返還及び費用徴収の取扱いについて、一部の実施機関において本来であれば生活保護法第78条を適用し費用徴収すべきものに対し、同法第63条を適用し費用返還を求めている事案や返還金等の額の算定が適切に行われていなかったものなど不適切な事案が見受けられ、是正改善を行うべきとの指摘を受けたため、保護費及び就労自立給付金の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて、適正かつ厳格な処理を行うべく作成されたものであり、その内容は、次のとおりである。

- (7) 生活保護法第78条に基づく費用徴収決定（取扱2）

被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告を速やかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は生活保護法第63条の適用が妥当であるが、同法第78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、当該基準に該当すると判断される場合は、同条の規定に基づく費

用徴収決定を速やかに行うこと。

- a 保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかったとき
- b 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
- c 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
- d 課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき

(4) 不正受給に対する徴収金への加算（取扱3）

生活保護法第78条第1項又は第3項により、不実の申請その他不正な手段により保護若しくは就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者に対し、当該不正受給に係る徴収金の額に、100分の40を乗じた額以下の金額を加算して徴収することができることとしている。

当該加算措置を適用することが妥当であると考えられるものは、以下の状況が認められるような場合である。

- a 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
- b 過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
- c 不正受給期間が長期にわたるものであるとき

当該加算措置を適用するか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとし、原則として保護の実施機関が設置するケース診断会議等において、総合的に検討を行う必要がある。

(2) 本件各処分について

ア 申請居住地が住宅扶助の対象となる住居に当たるか

(7) 居住の必要性

- a 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを最低限度の生活維持のために活用することを要件とし（生活保護法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり（同法第8条第1項）、最低限度の生活の需要を満たすのに十分であって、かつ、これを超えないものでなければならないとされている（同条第2項）。
- b また、保護の種類は、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類と定められており（生活保護

法第11条第1項)、保護の行われる範囲は扶助の種類ごとに決定されている(同法第12条から第18条まで)。以上のとおり、扶助の種類ごとに保護の行われる範囲を決定することによって被保護者の生活の各分野で最低限度の生活の需要を満たしつつこれを超えないものとする事とした同法の趣旨に照らせば、扶助の種類ごとの範囲を超えて保護費を費消することは本来同法の予定するところではないというべきである。

- c この点、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対し住居及び補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内で行うこととされており(生活保護法第14条)、被保護者の特定の住居における居住という具体的に特定された需要に対する保護という性格を有するものである(札幌地裁平成16年11月25日判決参照)。このように解することは、同法第30条が、生活扶助(衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの等の範囲内において行われる。同法第12条)を被保護者の居宅において行うとして居宅保護を原則とした趣旨にもかなうものである。
 - d これに対し、被保護者が居住する住居以外の家屋等を住宅扶助の対象として認めると、要保護者の最低限度の生活の需要を満たしつつこれを超えないものとした生活保護法第8条第2項の趣旨に反することになるといわざるを得ない
 - e したがって、住宅扶助の対象となる住居は、被保護者が現在そこで日常生活を営んでいる家屋等をいうものである。
- (i) 申請居住地における審査請求人の居住の有無
- a 審査請求人は、申請居住地に居住している旨主張する。
 - b この点については、以下の状況が認められる。
 - (a) 処分庁が申請住所に宛てて書面を送付したところ、当該書面は、平成29年2月27日、「あて所に尋ねあたりません」として郵便局から返送された。日本郵便株式会社によると、この理由は、「あて先の住所に受取人が居住していない。」場合に記載されるものである(同社ホームページ参照)。
 - (b) 処分庁の職員が平成29年2月27日から同年7月14日までの間、22回にわたり申請居住地を訪問したところ、審査請求人は、電話で事前に約束した2回(同年5月18日及び同年6月8日)の訪問時以外は1回も申請居住地に在宅していなかった。この点について、審査請求人は、処分庁の職員から逃げ回っていた旨主張するが、その主張は、同年7月11日以降のことであって、同年2月27日から同年7月10日までの間のことではない。
 - (c) 本件に係る保護の申請時である平成27年3月18日から平成29年1月18日までの間、申請居住地では水道の使用水量が0立方メートルであった。この点について、審査請求人は、同年8月1日、入浴は「E」で行

っている旨弁明を行った。しかし、審査請求人は、「生活保護法第27条第1項に基づく指導又は指示について」と題する書面を交付する方法による処分庁からの指導指示（以下「本件指導指示」という。）に対して提出した同年7月11日付けの「生活実態について」と題する書面（以下「7月11日付け書面」という。）において、電気がつかなくなるまでは申請居住地で入浴していた旨説明している。このように、審査請求人の説明は、その居住実態に係る重要な部分が短期間に大きく変遷している。

(d) 審査請求人は、生活保護の開始から約2年を経過した平成29年3月時点において、供給事業者との間で申請居住地に係るガス及び電気の供給契約を締結していなかった。

(e) 審査請求人は、平成27年3月に生活保護が開始された後、同年9月頃、見積書を提出し、処分庁から家具什器費として4万3200円を支給されたにもかかわらず、家具什器の購入を行わず、処分庁に返還した。

(f) 処分庁の職員が平成29年6月8日、申請居住地を訪問したところ、その内部には、審査請求人のかばんがあったものの、家具、照明器具、カーテン、布団等の家財道具や衣類がなかった。このことについて審査請求人は、当該職員に対し、夏の間は長女及びその交際相手と共に生活するため、前日に布団や衣類を転居前居住地に運んでもらった旨説明した（審査請求人は、7月11日付け書面でも同趣旨の説明を行った。）。しかしながら、処分庁が転居前居住地の住所に宛てて長女宛ての書面を送付したところ、同年6月1日、「あて所に尋ねあたりません」として郵便局から返送された。また、長女は、同年9月4日、処分庁の職員に対し、平成26年8月に転居前居住地を審査請求人から追い出されたため転居前居住地に住んでいない旨述べた。

c これらのことからすれば、審査請求人は、保護の申請から廃止までの間、申請居住地において日常生活を営んでいたとは認められない。

(g) まとめ

したがって、申請居住地は、保護の申請から廃止までの間、審査請求人が現在そこで日常生活を営んでいる家屋等であったとは認められないため、生活保護法第11条第1項第3号及び第14条に規定する住宅扶助の対象となる住居には当たらない。

イ 審査請求人の行為が不実の申請その他不正な手段といえるか

(7) 不実の申請その他不正な手段について

a 厚生労働省によると、生活保護法第78条第1項に規定する「不実の申請その他不正な手段」は、積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれるとされている（手引IVの3の(1)）。

- b これは、次のような考え方に基づくものと解される。
 - (a) まず、生活保護法によると、保護の実施機関は、保護の適正な運営を図るため、常に、被保護者の生活状況を調査しなければならないとされているが（同法第25条第2項）、この実施機関の調査のみでは、被保護者の生活状況を正確に把握することは困難である。このため、同法第61条は、被保護者が、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、速やかに、保護の実施機関等にその旨を届け出なければならないとし、被保護者にこれらの事項の届出義務を課して保護の円滑な実施を図っている。
 - (b) また、生活保護法第78条は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができるとしている。
 - (c) これらの各規定の趣旨に照らすならば、生活保護法第78条にいう「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解するのが相当である（札幌地裁平成20年2月4日判決参照）。
- c そして、不実の申請その他不正な手段について、具体的には次のとおりとされている（手引Ⅳの3の(2)のウ）。
 - (a) 届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずこれに応じなかったとき
 - (b) 届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき
 - (c) 届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき
 - (d) 保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき
- (イ) 審査請求人の行為
 - a 審査請求人は、生活扶助の支給を受けていた期間中、平成27年4月3日、平成28年10月20日及び平成29年5月2日の3回にわたり処分庁から生活保護のしおり（受給者用）（以下「生活保護のしおり」という。）を交付され、その説明を受けた。
 - b この生活保護のしおりには、「こんなときは必ず届けてください」（3頁）として、「転居しなくてはならない理由が生じたとき」や「その他家族や生活状況が変わったとき」など「生活状況が変わったとき」が記載されている（4頁及び5頁）。また、「生活保護の一時扶助等について」の項目の「住宅扶助」として、「転居の際の敷金等」及び「契約更新料等」について記載されている

(7頁)。

- c これらの記載から、審査請求人は、実際に居住している住居が住宅扶助の対象となることを認識していたと認められる。
- d さらに、審査請求人は、処分庁から生活の状況等を明らかにするよう本件指導指示を受けたにもかかわらず、申請居住地において生活している旨主張するのみで、本件指導指示に従わなかった。
- e そして審査請求人は、住宅扶助についての支払を受け続けた。
- f これらの事情によれば、審査請求人は、申告に係る指示に応じなかったことが明らかであって、事実を故意に隠蔽し不正な手段により保護を受けていたといえる。

(7) まとめ

したがって、審査請求人は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に当たる。

ウ 本件において不正受給の徴収金に加算を行うことが妥当であるか

(7) 加算の対象について

- a 厚生労働省によると、特に悪質な不正受給があった場合等には、生活保護法第78条第1項の規定により、不正受給の徴収金に加え徴収金に100分の40を乗じて得た額以下の金額を加算して徴収することにより厳正に対処することとされている(手引Ⅳの4の(2))。
- b そして、次のような状況が認められるような場合には、加算を行うことが妥当と考えられるとされている(取扱3)。
 - (a) 収入申告書等の提出書類に意図的に虚偽の記載をする、又は偽造、改ざんするなど不正が悪質、巧妙であるとき
 - (b) 過去に保護費の不正受給を繰り返し行っていたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき
 - (c) 不正受給期間が長期にわたるものであるとき

また、加算を行うか否かの判断に当たっては、不正の事実の発覚後、事実確認に協力的であることや不正に受給した金銭の返還に積極的に応じる意向を示すなどの状況についても合わせて考慮することとされている。

(4) 審査請求人の行為

- a 申告すべき事実の不申告
 - (a) 審査請求人は、実際に居住している家屋等が、住居として住宅扶助の対象となることを認識した上で、処分庁が生活の状況等を明らかにするよう求めた本件指導指示に従わず、住宅扶助の支払を受け続けた。
 - (b) これらの事情によれば、審査請求人が必要な調査に協力しないなどの状況があるといえる。
- b 住宅扶助の支払を受けた期間

審査請求人は、平成27年5月分から平成29年7月分までの2年3か月間分、住宅扶助の支払を受け続けたことから、不正に支払を受けた期間が長期間にわたっているといえる。

(ウ) まとめ

したがって、本件において、不正受給の徴収金に加算を行うことは妥当である。

エ まとめ

以上の次第であるから、本件各処分には違法性や不当性は見られない。

第4 審査庁の裁決に対する考え方の要旨

本件審査請求は、審理員意見書のとおり、棄却されるべきである。

第5 調査審議の経過

平成30年4月17日 審査庁から諮問書を受領

平成30年5月14日 第1回合議体会議 調査審議

平成30年6月11日 第2回合議体会議 調査審議

第6 審査会の判断の理由

1 本件処分1について

(1) 住宅扶助対象住居の該当性について

ア 生活保護法第11条第1項に保護の種類の一つとして規定されている住宅扶助は、被保護者の特定の住居における居住という具体的に特定された需要に対する保護という性格を有するものであるとされており（前掲札幌地裁平成16年11月25日判決）、このような解釈は、同法第30条が、生活扶助を被保護者の居宅において行うとして居宅保護を原則とした趣旨にもかなうものであることは、審理員意見書のとおりである。

したがって、住宅扶助の対象となる住居とは、被保護者が現在そこで日常生活を営んでいる家屋等をいうと解するのが相当である。

イ 審査請求人は、生活保護の開始時から申請居住地に居住している旨を主張しているが、審査請求人が申請居住地において日常生活を営んでいたことを示す客観的な証拠はない。事実、本件に係る保護の申請時である平成27年3月18日から平成29年1月18日までの間、申請居住地では水道の使用水量が0立方メートルであった。また、審査請求人は、生活保護の開始から約2年を経過した平成29年3月時点において、供給業者との間で申請居住地に係るガス及び電気の供給契約を締結していなかった。さらに、審査請求人の主張内容は、居住実態に係る重要な部分について短期間に大きく変遷をしているほか、第三者である長女の発言とも食い違う部分があるなど、信用性に欠けるといわざるを得ない。

したがって、審査請求人が生活保護の開始時から申請居住地に住んでいたとは認められない。

(2) 「不実の申請その他不正な手段」の該当性について

ア 生活保護法は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者があるときは、その費用の額の全部又は一部をその者から徴収することができる（同法第78条第1項）。そして、この「不実の申請その他不正な手段」とは、積極的に虚偽の事実を申告することのみならず、消極的に本来申告すべき事実を隠匿することも含まれると解されている（前掲札幌地裁平成20年2月4日判決）。

イ これを本件についてみると、審査請求人は、生活扶助の支給を受けていた期間中、3回にわたり、届出が必要な内容や住宅扶助の内容が記載された生活保護のしおりを処分庁から交付され、その説明を受けていたことにより、住宅扶助の対象となるのは審査請求人が実際に日常生活を営んでいる住居であることを認識していたと認められる。

また、審査請求人の居住実態につき疑義が生じた後、審査請求人は、処分庁から本件指導指示を受けたにもかかわらず、申請居住地に住んでいると述べるのみで、自らの居住実態についての合理的な説明や申請居住地において日常生活を営んでいることについての客観的な証拠の提出をすることはなかった。

したがって、審査請求人は、生活の状況等を明らかにするようとの処分庁の本件指導指示に応じず、申告すべき事実を意図的に隠匿し、不正な手段により保護を受けていたといえる。

ウ 以上のことから、審査請求人が不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者に当たるとした審査庁の判断は、妥当である。

2 本件処分2について

(1) 生活保護法は、不実の申請その他不正な手段により保護を受けた者がある場合、支弁した費用の徴収に加え、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額の徴収もすることができるとしている（同法第78条第1項）。そして、この加算措置を適用することが妥当であると考えられる場合として、厚生労働省は取扱において、過去に保護費の不正受給を繰り返していたり、必要な調査に協力しないなどの状況があるとき、不正受給期間が長期にわたるものであるときなどを挙げている（前記第3の2の(1)のウの(i)参照）。当該取扱は、一部の実施機関における不適切な事案を踏まえ、保護費等の費用返還及び費用徴収決定について、適正かつ厳格な処理を行うことができるよう作成されたものであり、その内容も合理的であると認められる。

(2) これを本件についてみると、審査請求人は、処分庁が生活状況等を明らかにするよう求めた再三にわたる口頭指導及び本件指導指示に従わなかったのであるから、処分庁による必要な調査に協力しなかったと認められる。また、審査請求人が住宅扶助を不正に受けていた期間も、平成27年5月から平成29年7月までの2年3

か月という長期間にわたっている。このようなことからすると、本件は前記(1)の加算措置を適用することが妥当であると考えられる場合に該当し、また、その加算額を、不正受給の徴収金の額に100分の40を乗じて得た金額としたことについても、不合理な点はない。

- (3) したがって、本件において不正受給の徴収金に加算を行うことについての審査庁の判断は、妥当である。

広島市行政不服審査会合議体

委員（合議体長） 門田 孝、 委員 廣田 茂哲、 委員 福永 実